

城北会場

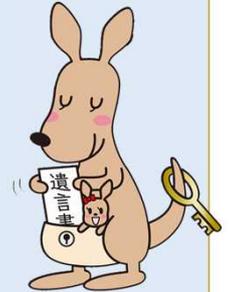
東京法務局一斉 「相続・遺言」相談会



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。

正当な理由がないのに相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行いきましょう。



遺言書ほかんガルー

開催日

令和7年6月20日(金)

相談会

司法書士による「相続・遺言」に関する相談会

相談会時間：午後1時～午後5時

(定員16組 各相談時間20分)

会場

東京法務局城北出張所4階会議室

住所：東京都葛飾区小菅4丁目20番24号

予約受付
締切

令和7年6月18日(水) 午後5時まで(土日祝日を除く)

※予約方法：電話もしくは直接窓口へ

お問い合わせ
お申込み先

■ 東京法務局城北出張所
(予約受付は、午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く))

■ TEL 03-3603-4305

※自動音声が流れましたら、3番を選択してください。

主催 東京法務局・東京司法書士会・東京土地家屋調査士会

預けて安心!

自筆証書遺言書 保管制度

全国312か所
東京都内5か所
でご利用いただけます。

遺言書の
保管の申請には
3,900円が
かかります。

あなたの大切な
遺言書を守ります



遺言書はかんガルー



(詳しくは法務省のホームページへ)
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

東京法務局

御存じですか？

相続登記が

令和6年
4月1日
から



不動産登記制度
イメーションキャラクター
「トウキョウヌ」

義務化
されました

登記申請は
お早めに!

正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、
10万円以下の過料が科される可能性があります。



詳しくは、東京法務局ホームページ
をご覧ください。▶

<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page/000275.html>



東京法務局